

過疎地域における固定資産税の課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、小長井地域が過疎地域とみなされたことを受け、新法に基づく支援措置を活用し、人口減少対策を総合的かつ計画的に実施するために、諫早市過疎地域持続的発展計画を定めております。本計画に定められた産業振興促進区域内「小長井地域」において、振興すべき業種と定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備の取得等をした場合は「諫早市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、申請が必要となりますので、詳しくは資産税課へお問合せください。

1 適用となる要件

- (1) 諫早市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域「小長井地域」
- (2) 青色申告をする法人または個人
- (3) 所定の事業を営む者が
(A)～(D)の事業を営むもので、設備又は施設の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）が『諫早市過疎地域持続的発展計画』に適合する旨の確認を諫早市長から受けた者
 - (A) 製造業
 - (B) 農林水産物等販売業
当該産業振興促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業
 - (C) 旅館業（下宿営業を除く。）
 - (D) 情報サービス業等

(4) 課税免除の対象

一の事業年度において、取得した特別償却設備の取得価額の合計額が、次の金額以上であること。

対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業			
事業者の規模 (資本金等)	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超	
対象資産	家屋及び償却資産の 新增設等(家屋及び附 属設備にあっては、改 修のための工事によ る取得又は建設を含 む。)並びに当該家屋 の敷地である土地	家屋及び償却資産の新增設並びに 当該家屋の敷地である土地		
取 得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販 売業・情報サービ ス業等	500万円以上		

2 課税免除を行う期間

課税免除の対象となった最初の年度以降3か年度

3 課税免除の対象となる固定資産

ア 家屋：『建物及びその附属設備』のうち、直接事業の用に供する部分

イ 償却資産：『機械及び装置』のうち、直接事業の用に供するもの

ウ 土地：対象となる家屋の垂直投影部分(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る)

4 課税免除の措置

課税免除の対象となった最初の年度以降3か年度

5 申請手続きについて

課税免除の適用を受ける場合は、毎年1月31日までに申告書を提出し、審査を受ける必要があります。